

「都市再生本部（平成13年設置、全閣僚で構成）」では、「都市再生に取り組む基本的考え方（平成13年、都市再生本部決定）」を策定し、省庁横断的に「都市再生」に取り組んできたところである。

現在、全国で53地域が「都市再生特別措置法（平成14年）」に基づき、都市再生緊急整備地域として政令指定されており、都市計画や税制上の特例の適用、政策融資や公共公益施設の重点的な整備等により、指定地域の地価が指定前の1.52倍、人口が指定前の1.44倍となるなど、着実に成果が出てきている。

しかしながら、「都市再生本部」の活動がスタートした当時と現在とでは、社会経済情勢は激変（当時はデフレ経済の初期、総人口は横ばい、インターネットも普及し始めたばかりの時期であり、経済に対する認識もリアル経済を対象とするもののみ等）しており、今後の技術動向等も踏まえつつ、諸課題の解決や新たなニーズ等に的確に対応するため、「都市再生に取り組む基本的考え方」を新たに定める。

# 平成13年当時と現在の社会経済状況の比較

	2001年	2018年
経済・財政	(90年代の経済低迷の後) デフレ経済の初期、プライマリーバランス重視	デフレギャップ解消、未来への投資・生産性向上、経済成長を重視、異次元緩和
国土・都市	東京・大阪の国際競争力低下→大都市政策の強調 阪神大震災は経験（東日本大震災は未経験）	東京の競争力3位に上昇 東京一極集中→地方創生 首都直下地震のリスク拡大・防災意識の向上
技術・イノベーション	インターネット普及の初期、デジタル化、電子マネーの初期	インターネットの普及（バーチャル経済の進展）、近未来技術の出現（IoT、AI等）
社会・生活	人口横ばい、情報社会、男女共同参画、非正規・業種の拡大	人口減少、Society5.0、LGBT、正社員の有効求人倍率1.0
世界・情勢	冷戦終結から10年 民族や宗教による衝突	強いリーダーシップへの期待、TPP、中国の台頭
構造改革手法 (国/地方、官/民)	地方の申請（国の認定）による構造改革、官から民へ、PFI等（注）	国家戦略の重視（特区等） 岩盤規制の突破、サンドボックス（事後評価）

（注）2001年欄の記載状況は、引き続き現在も継続しているものもある。